



違反対象物の公表制度



市民の方に建物を安心して利用していただくため、重大な消防法令違反のある建物を常陸太田市役所ホームページ等で確認できる制度です。

○公表となる対象物は

飲食店・物品販売店・ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の一人で避難することが難しい方が利用する建物です。



○公表となる違反内容

- ①屋内消火栓設備
- ②スプリンクラー設備
- ③自動火災報知設備



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

上記設備が設置されていないもの又は設置されていても、維持管理が不適切で主たる機能が喪失している場合です。

○公表の方法及び公表内容は

常陸太田市役所ホームページ等に以下の内容を掲載します。

- ① 建物の名称
- ② 建物の所在地
- ③ 違反内容

運用開始 平成31年4月1日から

○公表までの流れは

立入検査の実施



立入検査結果通知書の交付



関係者に対する公表の事前通知

違反指摘

通知書

- ㊦屋内消火栓設備
- ㊦スプリンクラー設備
- ㊦自動火災報知設備

『法令違反です。』



立入検査の結果通知から14日経過した日において、なお当該違反が認められる場合。

公表

※公表は違反が是正されるまで継続します。

○防火対象物関係者の皆様へ

あなたの所有・管理する建物が、以下の変更を行なう場合は、消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に消防本部消防課予防係にご相談ください。

- ☐ 飲食店、物品販売店、病院、福祉施設等の用途が新たに入居する場合
- ☐ 増築や改築、隣接建物との接合などを行なう場合

問い合わせ先 常陸太田市消防本部消防課予防係

☎0294-73-0119